

当行グループ会社との非公開情報の共有について

平成21年6月1日より、いわゆるファイアーウォール規制が改正され、グループ内の会社間での情報の提供に関し、お客様に停止の機会を適切に提供している場合には、お客様に関する非公開情報をグループ内の会社間で授受し、共有することが可能となりました。そこで、当行では、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「業府令」といいます。）第153条第2項に基づき、お客様に関する非公開情報をグループ会社（当行を含み、以下、個別に又は併せて「当行グループ」といいます。）間で必要に応じ授受し、共有させて頂きたくことがありますので、どうぞご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、お客様におかれまして、当行グループへの非公開情報の提供の停止（以下、「オプトアウト」といいます。）をご希望される場合には、恐縮ではございますが、下記相談窓口までご連絡下さいますようお願いいたします。

1. 当行グループとの間で授受を行う非公開情報の範囲

当行が現在までに知りえたお客様に関する非公開情報（過去の取引の内容、取引の予定、取引時期等の業府令第1条第4項第12号に定める「非公開情報」を指します。以下「非公開情報」といいます。）及び将来において知りうるお客様に関する非公開情報。

2. 非公開情報の授受を行う当行グループの範囲

当行及びその子法人等（金融商品取引法施行令第15条の16第2項に定めるものをいいます。）に該当するRBCキャピタルマーケッツ証券会社

3. 非公開情報の授受の方法

グループ会社に対する非公開情報の授受は、口頭、書面、Eメール、データベースへのアクセス付与又は共有その他の方法によります。

4. 提供先における非公開情報の管理の方法

お客様に関する非公開情報の提供先である当行グループにおいては、アクセス制限を設けることその他の方法により、非公開情報が不正にアクセスされたり、用いられたりしないよう非公開情報の管理に関して必要な措置を講じるものいたします。

5. 提供先における非公開情報の利用目的

お客様に関する非公開情報の提供先である当行グループでは、当行グループがお客様との取引関係を管理するため、及び当行グループがお客様に対して商品や役務を提案または提供する目的でお客様の非公開情報を利用することがあります。

6. 当行グループとの間での非公開情報の授受を停止した場合における当該非公開情報の管理方法

お客様が、当行グループとの間でのお客様に関する非公開情報の授受の停止を求めた場合、それ以降、当行が取得したお客様に関する非公開情報については、当行は、かかる非公開情報を当行グループ間で共有可能な非公開情報以外の情報（以下、「非共有情報」といいます。）として取り扱い、新たに当行グループに対してかかる非共有情報を営業目的で提供いたしません。また、当行と当行グループの営業部門その他非公開情報を利用する部門の兼職者が、いずれの会社の非共有情報にアクセスできるかを事前に決定し、他の会社の非共有情報にアクセスできないものとします。ただし、当行から当行グループが受領済みのお客様に関する非公開情報については、情報提供先である当行グループにおいて引き続き適切な管理をした上で保有し、当該非公開情報を利用して今後も取引の勧誘等を行うことがあります。

7. オプトアウトの機会の付与

お客様の非公開情報を当行グループで共有させていただく場合には、該当するお客様にオプトアウトの機会の付与に関する書面を事前に送付させていただきます。

8. オプトアウトをご希望のお客様は下記の相談窓口にご連絡下さい。

当社の代表相談窓口名

〒105-0001

東京都港区虎ノ門4-1-28

虎ノ門タワーズオフィス8階

コンプライアンス部

電話番号：03-4577-7165 （受付時間：月～金 午前9時～午後5時）